

健生食輸発0915第2号
令和5年9月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：令和5年9月13日付け健生食輸発0913第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンについて、検査命令を解除したことから、令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年9月15日	オーストラリア	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	